

みずほ政策インサイト

2007年9月5日発行

法人減税として何を選択するか

～限界税率引き下げか平均税率引き下げか～

要旨：

1. 企業活動の活性化を理由に、法人減税を求める声が強い。法人減税は、法人税の限界税率と平均税率を引き下げて、企業行動に好影響を及ぼすと考えられる。しかし、法人減税はその手法によって限界税率と平均税率への影響が異なり、その結果として同じ額の減税を行っても企業行動への影響が異なる。
2. 企業の設備投資を促すという目的からは、投資減税によって限界税率を引き下げの方が法人税率引き下げよりも効率的に減税を行うことができる。一方で、国際的な資本移動への対応として国内への資本誘致を目的とするならば、法人税率引き下げによる平均税率の引き下げが必要である。
3. 国際比較データによれば、日本の法人税は限界税率が OECD 諸国のなかで 2 番目に高く、平均税率は OECD 諸国のほぼ平均に位置する。こうした事情を踏まえて限界税率引き下げを狙うのであれば、投資減税が効率的な減税手段となる。現行税制における投資減税（研究開発投資減税の拡充分、設備投資減税等）はいずれも来年 3 月末に期限が切れとなるため、これらの延長（または拡充）が適当な減税手段と考えられる。
4. 一方で、国内企業立地の増加を目的とするならば、投資減税の延長よりも法人税率引き下げが優先される。この場合には、投資減税の廃止に伴う投資インセンティブの減退に加えて、法人税率引き下げが既存株主に対して「たなぼた的利益」(windfall gains)をもたらす効果があることもに注意を払わなければならない。
5. 秋以降の法人税改革論議では、法人減税の目的を明確にし、その上で法人減税がもたらすコストとベネフィットを十分に検討することが大切である。

(政策調査部 主任研究員 鈴木将覚)

本誌に関するお問い合わせは
みずほ総合研究所株式会社 調査本部
masaaki.suzuki@mizuho-ri.co.jp
電話 (03) 3201-0411 まで。

当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります

1. はじめに

法人減税を求める声が強い。国内の経済成長を支える国内法人の税負担を軽減し、企業の活性化を通じて成長率を高める必要性が随所で指摘される。9月以降、政府税制調査会は本格的な税制改革論議を順次進める見通しとなっており、そのなかで法人減税も検討課題に挙げられることが予想される。

法人減税の内容として最も要望が多いのは、法人税率の引き下げである。法人税率の引き下げは諸外国でも実施されており、今後も08年にドイツがEU域内で最も高い実効税率を39.9%から29.9%台に引き下げる予定である。また、米国では今年7月に法人税制に関するレポートが財務省から公表され、8月9日のブッシュ大統領の記者会見では法人税率引き下げの構想が示された。こうした他の主要国の動きを受けて、今後日本でも法人税率引き下げを出来るだけ早く実施すべしとの意見が出てくる可能性もある。

しかし、法人減税の手段は法人税率引き下げに限られるわけではない¹。米国では、企業減税の手段として、しばしば設備の特別償却（加速償却）が時限的に導入される。設備の特別償却は、通常の償却スケジュールに加えて初年度に全体の何割かを特別に償却できる制度であり、通常よりも早く設備の償却が可能となる。これによって、投資に対する限界税率が低下し、設備投資が刺激される。

法人減税の手段を選択する際に留意しておかなければならない点は、同額の法人減税を実施しても、その手段の違いによって限界税率や平均税率への影響が異なることである。限界税率や平均税率への影響が異なれば、法人減税の企業行動への影響も異なる。このため、我々は現在の経済・財政状況を鑑み、どのような法人減税が適当な手段であるかを比較検討する必要がある。

本稿は、法人減税が限界税率や平均税率に及ぼす影響についての考え方や、それら税率が企業行動に及ぼす影響についての考え方を整理し、日本の法人減税の適切な手段を考える。

¹ 加えて、諸外国の法人税率引き下げが必ずしも法人減税を意味するわけではない。法人税率引き下げは、課税ベースの拡大と同時に実施されることにより、全体として法人増税にもなり得る。ドイツの法人税率引き下げは法人増税のなかで行われる予定であり、米国の法人税率引き下げは法人税収中立の下での実施が検討されている。

2. 投資刺激を目的とした法人減税

法人減税を求める理由として主なものは、①投資刺激と②企業の立地増加の2つである。本節では、まず投資刺激を目的とした法人減税を実施する際に適切とされる手段を検討する。

(1) 投資活動に影響を及ぼす限界税率

法人減税が要請される背景には、法人減税が起爆剤となって設備投資が拡大し、それが経済活動全体を活性化するとの期待がある²。確かに、法人減税によって企業の投資活動が活発になれば、その経済効果は小さくない。ここでの問題は、法人減税がいかんして投資活動を活発にするかである。

伝統的な設備投資理論（Q理論）によれば、設備投資に影響を及ぼすのは投資に対する限界税率である。投資に対する限界税率とは、追加的に1単位の投資を行う際に課される税率のことである。限界税率が低下すれば、その分だけ企業の投資意欲が高まる。限界税率の計算には、法人税率や減価償却が含まれ、これら制度の変更が限界税率を変化させる。

一般的には、限界税率を低下させる方法として①法人税率引き下げ、②投資減税、③資本所得減税の3つが考えられる。法人税率引き下げと投資減税は、企業段階で限界税率を直接引き下げるのに対して、資本所得減税は家計段階で間接的に限界税率を低下させる。例えば、企業が新株発行により投資資金を調達する場合、キャピタルゲインに対する課税は、それが無い場合と比べて投資家が要求する収益率を高め、その分だけ資本コストを上昇させる。本稿では、いわゆる法人税（法人部門に対する課税）を対象にしていることから、以下では限界税率引き下げの手法として法人税率引き下げと投資減税を比較する。

(2) 投資刺激効果が大きい投資減税

法人税率引き下げと投資減税のうち、限界税率を効率的に引き下げて投資を刺激することができるのは投資減税である。これは、投資減税が今後行われる投資、すなわち新しい資本のみを対象とした減税であるのに対して、法人税率引き下げは新しい資本のみならず古い資本に対しても減税を行うことになるからである。つまり、法人税率引き下げは古い資本に対して「たなぼた的な利益」（winfall gain）をもたらす。このため、同額の減税を実施した場合、投資減税の方が法人税率引き下げと比べてより大きな投資インセンティブを企業に与えることができる。

Summers (1981)は、法人税率引き下げと投資減税（税額控除拡大または特別償却拡大）が株価と設備投資それぞれに及ぼす効果に関するシミュレーションを行った（税額控除率を5.6%から11.2%に引き上げる場合と法人税率を46%から40%へ引き下げる場合）。その結果、長期（steady state）における増加率が、税額控除拡大のケースでは資本ストック

² 法人税率が経済に及ぼす影響については、鈴木（2007）を参照されたい。

が 17.3%、株価が 12.4%であったのに対して、法人税率引き下げのケースは資本ストックが 9.0%、株価が 17.4%となり、法人税率引き下げのケースでは資本ストックの増加率よりも株価の増加率をはるかに大きいという結果になった。法人税率引き下げのケースで資本ストックの増加率が抑制気味になるのは、法人税率の引き下げが設備の特別償却等の価値を引き下げ、それゆえに新しい資本の税引後のコストが上昇するからである³。

投資減税が法人税率引き下げよりも大きな投資刺激効果を持つことについては、米財務省が今年 7 月に開催した法人税に関するコンファランス向けのペーパー（U.S. Treasury Department (2007)）のなかでも指摘されている。U.S. Treasury Department (2007)は、法人減税の投資刺激効果に関して、①初年度 30%の特別償却、②法人税率の引き下げ、③配当・キャピタルゲイン税率の引き下げ、④非課税貯蓄口座の拡大の 4 つのケースを比較した。上記の各ケースにおいて、1 ドルの法人減税がどの程度の投資を刺激するか（Bang-for-the-Buck）を計算し、初年度 30%の特別償却の投資刺激効果を 100%とした場合に、他の政策オプションの投資刺激効果が何%に当たるかを示した（図表 1）。その結果、初年度 30%の特別償却の投資刺激効果を 100%とすると、法人税率の引き下げは 60%、配当・キャピタルゲイン税率の引き下げは 60%、非課税貯蓄口座の拡大は 65%の効果をもつにとどまることがわかった。

図表 1 1 ドルの法人減税がどの程度の投資を刺激するか（Bang-for-the-Buck）

政策	初年度30%の特別償却を100%とした場合の政策効果(Bang-for-the Buck)
初年度30%の特別償却	100%
法人税率の引き下げ	60%
配当・キャピタルゲイン税率の引き下げ	60%
非課税貯蓄口座の拡大	65%

（資料）U.S. Treasury Department (2007)

しかし、現実には投資刺激効果が小さい法人税率引き下げの方が投資減税よりも要求が多い。この理由として、経営者が既存株主の利益を重視していることや、経営者が私的利益を追求していること等が指摘されている⁴。Summers (1981)は、法人税率引き下げが富裕な既存株主に利益をもたらす、最終的な個人の税負担構造において富裕層が有利になることに懸念を表明した。

³ Summers (1981)は、4年後の法人税率引き下げを事前に宣言するケースでは、実際に法人税率引き下げが行われるまでの期間において投資刺激効果が高まるという。これは、法人税率引き下げの宣言が人々に将来の投資増を予想させ、それによる投資の調整コスト増が逆に現在の投資の魅力を高めるからである。

⁴ 国枝 (2003, 2007)。

法人税率引き下げが好まれる理由としては、上記の理由だけでなく、後述するような国内への資本誘致を狙ったものかもしれない。また、法人税の帰着まで考えると、長期的には法人税率引き下げが労働者の実質的な税負担を軽減するため、必ずしも法人税率引き下げが富裕層の税負担を軽減するという図式が成り立つとは限らない⁵。

しかし、少なくとも短期的な視野で企業の投資拡大を目指し、それによって経済を活性化するという目的で法人減税が行われる際には、法人税率引き下げは効率性の観点からみて不適切な手段となる。政策策定プロセスにおいては、政策手段の効率性を十分に意識したうえで判断が下されるべきである。

⁵ 鈴木 (2007)を参照されたい。

3. 国内企業立地の増加を目的とした法人減税

次に、国内企業立地の増加を目的とした法人減税を考えよう。企業活動のグローバル化を背景に、企業立地における自国の優位性を高めるために法人税率を引き下げる動きが顕著になってきている。

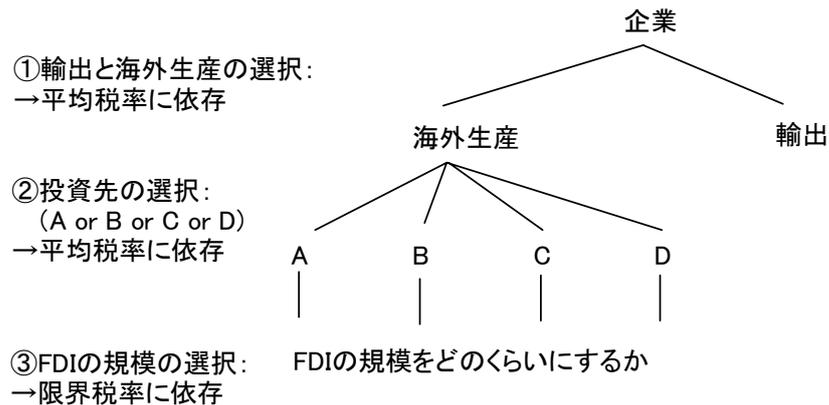
(1) 企業立地を決める平均税率

まず、法人税率と企業立地の関係について基本的な考え方を整理しよう。Devereux and Griffith (2002)は、企業が立地を考える際に、次の3段階に分けて判断が下されると考えた(図表2)。

まず第1段階として、企業は海外市場へ製品を供給するにあたって、対外直接投資(FDI)を行って現地生産を始めるか、もしくは国内生産品を輸出するかの判断を下す。第2段階として、仮にFDIにより現地生産を始める場合、どこの国に投資するかを決定する。最後に、第3段階として投資先におけるFDIの投資規模を決定する。

ここで重要なことは、第1段階と第2段階の企業立地及び投資先の選択は平均税率に依存し、第3段階の投資規模の決定は限界税率に依存することである。つまり、企業立地の意思決定については、企業収益がどの程度税金として政府に吸収されるかを決定する平均税率が重要になる。一方で、FDIの規模については設備投資理論に従って限界税率が有効となる。このように、グローバルな世界で企業の国際的な立地行動を考慮した場合には、企業の投資行動に対して法人税の限界税率だけではなく平均税率が影響を及ぼす。

図表2 企業の立地選択



(資料)Devereux and Griffith (2002)

(2) 国際的な租税競争

法人税の平均税率が企業の立地選択に影響を及ぼすとき、各国が自国企業の国内引き止めや外国企業の国内誘致を目的として法人税率の引き下げ競争を繰り広げる「国際的な租税競争」が起こり得る。「国際的な租税競争」が激しくなると、最終的にいずれの国の法人税率もゼロに向かう（race to the bottom）かもしれない。また、日本を取り巻く「国際的な租税競争」の圧力が強ければ、その分だけ諸外国の法人税率引き下げを背景とした日本の法人税率引き下げが緊急性をもつと考えられる。

先行研究では、各国の法人税率の引き下げ傾向が「国際的な租税競争」によってもたらされたとの傍証が得られている。Devereux, Lockwood and Redoano (2004)は、各国における法人税率の反応関数を推計し、国際的な法人税率の相互依存関係が「国際的な租税競争」の結果であるか否かを検証した。彼らは、各国における法人税の法定税率と平均税率については相互依存関係を見出すことができたものの、限界税率についてはそれを見出すことができなかったことをもって、国際的な税率の相互依存関係が「租税競争」によるものと解釈した。他の研究でも、人や資本の可動性の高い地域（EU等）で税率の相互依存の度合いが大きいことや、資本の開放度が高い国ほど税率が低いこと等を理由として、「国際的な租税競争」の存在が指摘されている⁶。

(3) 法人税率引き下げのインパクト

国際的な企業立地に対する法人税率引き下げのインパクトについては、確たるコンセンサスが形成されていない。先行研究によれば、法人税率1%の引き下げが対内FDIを3%増加させる（semi-elasticityが3%⁷という意味）との暫定結果が得られている⁸。しかし、Devereux and Griffith (2002)が指摘するように、先行研究における推計結果に用いられた法人税率はまちまちであるため、その結果については相当程度幅をもって解釈する必要がある。

Devereux and Griffith (2002)は、先行研究で用いられた法人税率を実効限界税率（EMTR）、実効平均税率（EATR）、平均税率、その他（法定税率等）に分けて、**図表3**のようにまとめた。ここで、EMTRとEATRは、税法に規定される課税ベースと法定税率をもとに、仮想的な投資や特定の投資プロジェクトに関して計算される実効税率である。実効税率は、将来所得に対する（予想される）納税額という意味でフォワードルッキングな税率である。これに対して、平均税率は通常、税率が過去の所得や納税額をもとに計算されるため、バックワードルッキングな税率と考えられる。バックワードルッキングな税率は、税率計算に用いられる減価償却費や繰越損失等が投資水準に依存するため、結果と

⁶ Besley, Griffith and Klemm (2001)、Bretschger and Hettich (2002)等。

⁷ $Semi-elasticity \equiv \frac{\partial \ln FDI}{\partial t}$ (t は法人税率)

⁸ Hines (1997, 1999)、De Mooij and Ederveen (2003, 2005)等。

して税率が投資や資本ストックと相関を持つ。例えば、投資が活発な時期には、大規模な減価償却（や投資優遇措置）が納税額を減らし、結果として投資と「平均税率」の間に負の相関が生じる。しかし、因果関係は投資が活発なゆえに税率が低くなるという方向となり、税率と投資の関係を求める分析の方向とは逆になる。こうした問題から、バックワードルッキングな税率は、将来の投資を決める税率としては適当ではない。Devereux and Griffith (2002)は、FDI への影響を捉える推計にはフォワードルッキングな実効税率を用いるのが望ましいのに対して、先行研究の多くはバックワードルッキングな平均税率を用いていることを指摘した。

図表 3 先行研究に用いられた法人税率

	EMTR	EATR	平均税率	その他
時系列データ	Slemrod (1990)		Hartman (1984) Boskin & Gale (1987) Newlon (1987) Young (1988) Murthy (1989)	
パネル分析	Devereux & Freeman (1995)			Billington (1999) Young (1999)
離散選択モデル		Devereux & Griffith (1998)	Kemsley (1998)	
米海外子会社データ	Cummins & Hubbard (1995)		Altshuler et al. (2001) Grubert & Mutti (2000)	
米企業地域別または業種別データ			Grubert & Mutti (1991) Hines & Rice (1994) Swenson (1994)	Wheeler & Mody (1992) Hines (1996)

(注)EMTRとは、実効限界税率。税制に基づいてフォワードルッキングに計算される限界税率。
EATRとは、実効平均税率。税制に基づいてフォワードルッキングに計算される平均税率。
平均税率とは、過去の所得と納税額に基づいてバックワードルッキングに計算される平均税率。
その他は、法定税率等。
(資料)Devereux and Griffith (2002)

また、法人税率と対内 FDI の関係が特定できたとしても、それが短期的に対内設備投資（対内 FDI のうち設備投資に結びつくもの）を増やすわけではない。先進国の対内 FDI の多くは M&A の形式をとることから、対内 FDI の増加が短期的に設備投資や雇用の増加に結びつく可能性は低い。

長期的にみれば、対内 FDI は経営資源の移動とそれに伴う生産性の向上を通じて、国内の投資活動を活発化させると考えられる。また、海外生産を志向していた日本企業が生産拠点を継続的に国内に回帰させる等の好影響も期待できる。この意味で対内 FDI の経済活性化効果は看過できず、法人税の平均税率引き下げは長期的な政策の方向性としては正しいと判断される。

しかし、その場合でも、国内への企業立地増加を狙った法人税率引き下げの短期的な投資刺激効果が投資減税と比べて小さく、既存株主に対して windfall gain をもたらすことを

忘れるべきではない。国内への企業立地増加を狙った法人税率引き下げがどのようなコストとベネフィットをもたらすかについて、我々は時間的な効果も含めて十分に認識する必要がある。

4. 法人税率の国際比較

では、日本の法人税率の水準は国際的にみてどう判断されるであろうか。国際比較データにより、日本の法定税率、限界税率、平均税率の特徴を確認しよう。

(1) 法定税率、限界税率

日本の法定税率の高さはよく知られているとおりでである。図表 4 をみると、日本の法定税率は 40% と OECD 諸国のなかで最も高い。これに米国、ドイツが順に続く。

一方で、企業の投資行動に直接関係するとみられる限界実効税率⁹ (Effective Marginal Tax Rate, EMTR) は、ドイツが 29% と OECD 諸国のなかで最も高く、日本が 2 番目 (28%) になる。日本に次いで高い法定税率をもつ米国の EMTR は、OECD 諸国のなかで高い部類に入るものの、カナダやオーストラリアとほぼ同じ税率 (24%) にとどまる。

限界実効税率の水準は減価償却制度に大きく左右される。減価償却の割引現在価値が 100% になるのは、投資が 100% 即時償却される場合である。逆に、減価償却の割引現在価値が 0 になるのは、減価償却制度がない場合である。

他国と比べた場合に米国の限界実効税率が法定税率ほど高くないのは、米国の減価償却制度が中小企業向けの特別償却など比較的寛大な控除を認めているからである。減価償却の割引現在価値は、OECD 平均が 75% であるのに対して、米国は 79% と大きい。一方で、日本の減価償却の割引現在価値は 73% と OECD 平均をやや下回る。

⁹ 株式の新規発行ケース。EMTR は $(p-r)/p$ (p : 投資収益率、 r : 割引率) として計算される。ここで、投資収益率は $(r+\delta)(1-A)/(1-\tau)-\delta$ (δ : 資本減耗率、 A : 投資 1 単位に伴う税控除、 τ : 法人税率)。詳しくは、Devereux, Griffith, and Klemm (2002) を参照されたい。

図表 4 OECD 諸国の法定税率と限界実効税率 (EMTR)

(%)

	法定税率	減価償却の割引現在価値	EMTR
カナダ	36	73	25
フランス	34	77	20
英国	30	73	20
ドイツ	38	71	29
イタリア	37	82	19
日本	40	73	28
米国	39	79	24
オーストラリア	30	66	24
オーストリア	25	66	20
ベルギー	34	75	22
フィンランド	26	73	17
ギリシャ	32	87	12
アイルランド	13	66	10
オランダ	32	73	21
ノルウェー	28	67	22
ポルトガル	28	79	15
スペイン	35	78	21
スウェーデン	28	78	16
スイス	34	78	20
G7平均	36	76	24
OECD平均	31	75	20

(注) 2005年。

(資料) Institute for Fiscal Studies, www.ifs.org.uk.

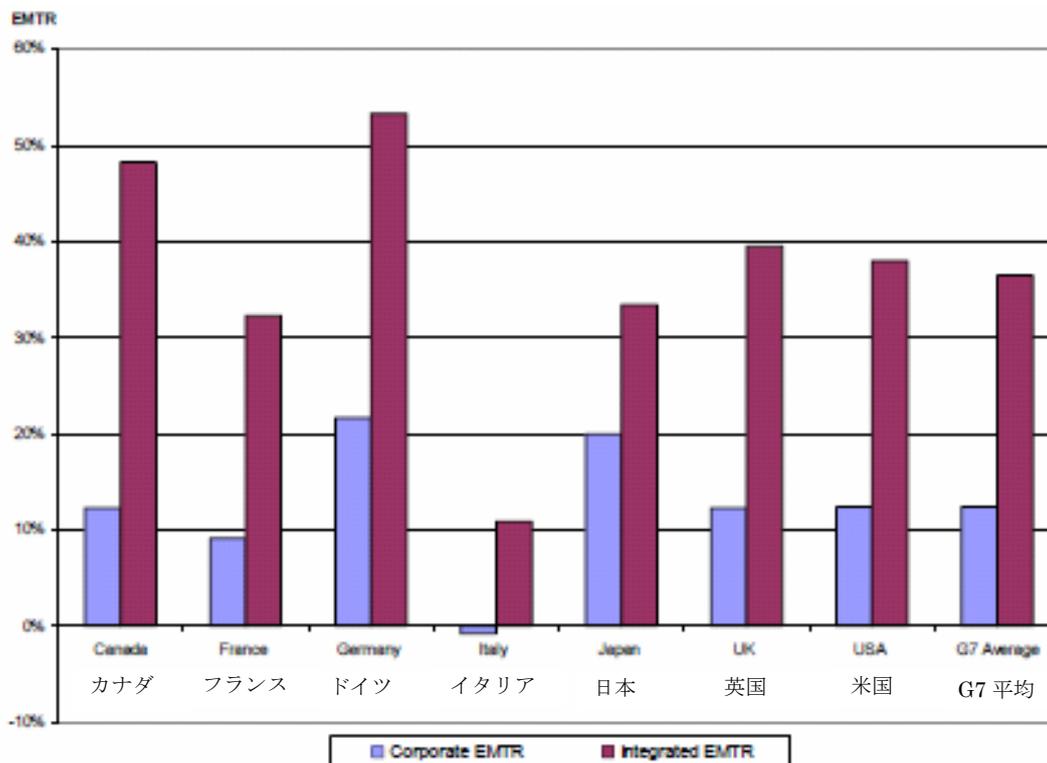
ちなみに、前述のように、投資に対する限界税率は本来企業段階のみならず家計段階の課税を含めて考えることが大切である。U.S. Treasury Department (2007)は、投資に対する課税を企業段階のみならず家計段階においても捉え、それらを統合した限界実効税率を計算した。図表 5 の棒グラフは、G7 諸国における企業段階のEMTR (左側) と企業段階と家計段階が統合されたEMTR (右側) を示している。G7 諸国における企業段階のEMTR と企業段階と家計段階が統合されたEMTRは、ともにドイツが最も高い。これに対して、日本の企業段階のEMTRについてはドイツに次いで 2 番目に高いものの、企業段階と家計段階が統合されたEMTRはG7 諸国の平均を下回る。これは、日本と諸外国における配当に係る負担調整の仕組みの違いに由来するものと思われる¹⁰。

以上より、日本の限界実効税率の特徴として、法人段階の限界実効税率が高いことが指

¹⁰ 日本は配当税額控除、米国は配当に対する軽減税率適用、カナダ、英国、フランス、ドイツは基本的にインピュテーション方式によって二重課税の調整がなされている。

摘できる。

図表 5 G7 諸国における法人税と統合された EMTR



Note: The estimated EMTRs are for new investment in equipment financed with one-third debt and two-thirds equity.
Source: U.S. Department of the Treasury, Office of Tax Analysis.

(注) 図中の日本語の国名は、筆者作成。
(資料) U.S. Treasury Department (2007)

(2) 平均税率

次に、法人税の平均税率をみてみよう。平均税率は、企業収益に対する法人納税額として計算される。各国間で法定税率が同じでも法人所得のうち課税される部分（課税ベース）が異なれば、平均税率が異なる。図表 6 において OECD 諸国における法人税の平均税率を比較すると、日本の平均税率が OECD 諸国のほぼ平均水準に位置することがわかる。

平均税率に企業収益の対 GDP 比（経済活動全体に占める企業活動の割合）を掛けると、法人税収の対 GDP 比が得られる。法人税収の対 GDP 比は、実際に企業がどれだけ法人税を納付しているかを表し、税負担の国際比較を行う際にしばしば利用される。法人税収の対 GDP 比を法人税収の対企業収益（平均税率）と企業収益の対 GDP 比（経済に占める企業活動の割合）に分解すると、企業が負担する法人税の水準が国際的にみて高い場合に、それが税率の高さに起因するものなのか、それとも法人税が賦課される範囲に由来するも

のなのかを知ることができる。図表 6 の分解結果から判断すれば、日本は法人税の平均税率からみても、経済活動全体に占める企業活動の割合からみても、OECD 諸国のほぼ平均に位置する。

図表 6 OECD 諸国における法人税収の平均税率

(%)

	法人税収/GDP	法人税収/企業収益 (平均税率)	企業収益/GDP (企業の割合)
カナダ	3.8	14.5	26.3
フランス	3.4	20.0	17.1
英国	4.9	27.7	17.5
ドイツ	1.6	7.2	22.2
日本	3.6	16.4	21.4
米国	2.2	13.4	16.7
オーストラリア	6.7	30.5	21.9
オーストリア	2.6	11.2	22.9
ベルギー	3.6	17.1	21.2
チェコ	4.3	15.7	27.4
デンマーク	3.1	15.0	20.6
フィンランド	4.3	16.2	26.8
ギリシャ	2.9	15.0	19.8
韓国	3.5	14.3	25.0
ポーランド	2.0	11.3	18.5
ポルトガル	3.4	17.2	19.7
スロバキア	2.8	11.5	24.4
スペイン	3.2	16.7	19.4
スウェーデン	3.0	14.4	21.1
G6平均	3.3	16.5	20.2
OECD平均	3.4	16.1	21.6

(注) 2000～2005年平均。

(資料) U.S. Treasury Department (2007)より作成。

5. 日本の現行税制における投資減税

前述のように、国際的に高い（企業段階の）限界税率を引き下げるための効率的な手段は投資減税である。ここでは、日本の現行税制における投資減税を確認しよう。

(1) 研究開発減税

日本の現行税制の下で既に導入されている投資減税は、研究開発減税と設備投資減税の2つに大きく分けられる。

まず研究開発減税としては、試験研究費の総額に係る税額控除制度がある（図表 7）。これは、試験研究費総額の 8%~10%¹¹が税額控除される制度である。2006 年度の税制改正以降は比較試験研究費（過去 3 年間の試験研究費の平均）を超える部分（増加額）に対して 5%の上乗せ控除が認められており、これによって試験研究費はその増加額部分に対して最大 15%まで控除される。

中小企業については、中小企業技術基盤強化税制として、試験研究費の総額の 12%が税額控除される。2006 年度の税制改正以降は税額控除額が 5%上乗せされ、試験研究費の増加額部分に対して最大 17%が税額控除される。

研究開発減税は、2007 年度予算において 6060 億円の活用が見込まれている。

図表 7 現行税制における研究開発減税

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 研究開発減税① 試験研究費の総額に係る税額控除制度<ul style="list-style-type: none">・ 試験研究費の総額に対し、試験研究費割合に応じ、8%~10%相当額の税額控除が認められる。但し、当期の法人税額の 20%相当額を限度とする。試験研究費割合とは、試験研究費の総額の売上金額（当期を含む 4 年間の平均売上金額）に対する割合のこと。② 中小企業技術基盤強化税制<ul style="list-style-type: none">・ 試験研究費の総額の 12%相当額の税額控除が認められる。但し、当期の法人税額の 20%相当額を限度とする。③ 5%の上乗せ措置（時限的措置）<ul style="list-style-type: none">・ ①、②ともに、2006 年 4 月~2008 年 3 月において、試験研究費の額が比較試験研究費の額を超え、かつ基準試験研究費の額を超える場合に、その超える部分の税額控除率の 5%の上乗せ措置が認められる。・ 比較試験研究費とは過去 3 事業年度の試験研究費の平均額、基準試験研究費とは前 2 事業年度のうち研究費が多い事業年度の試験研究費を表す。 |
|--|

（資料）財務省。

¹¹ 売上高の試験研究費の割合（当期を含む 4 年間の平均）に応じて変化する。8%+試験研究費割合×0.2として計算（上限 10%）。

(2) 設備投資減税

設備投資減税としては、まず情報基盤強化税制がある（図表 8）。これは、OS やデータベース管理ソフトウェアなど情報基盤の強化を促すものの取得等をした場合に、基準取得価額の 50%相当額の特別償却又は 10%相当額の特別税額控除の適用が認められる制度である。同制度は、2007 年度予算において 1070 億円の活用が見込まれている。

中小企業向けの投資減税としては中小企業投資促進税制がある。同制度では、中小企業者等が一定の機械等を取得した場合には、取得価額の 7%の税額控除または取得価額の 30%の特別償却を選択することができる。同制度は、2007 年度予算において 2300 億円の活用が見込まれている。

図表 8 現行税制における設備投資減税

- 情報基盤強化税制
 - ・ 産業競争力の向上に資する設備等で情報基盤の強化を促すものの取得等をした場合に、基準取得価額の 50%相当額の特別償却又は 10%相当額の特別税額控除の適用が認められる。
 - ・ 対象設備
 - ① ISO15408 認証を受けた OS 及びこれと同時に設置されるサーバー
 - ② データベース管理ソフトウェア及びこれと同時に設置されるアプリケーションソフトウェア
 - ③ ファイアウォール（コンピュータネットワークへの外部から侵入されることを防ぐシステム）
 - ・ 2008 年 3 月末までの時限措置。
- 中小企業投資促進税制
 - ・ 中小企業者等が一定の機械等を取得した場合に、取得価額の 7%の税額控除又は取得価額の 30%の特別償却の適用が認められる。
 - ・ 対象設備
 - ① 機械装置（1 設備の取得価額 160 万円以上）
 - ② 事務処理の能率化等に資する器具备品（電子計算機、デジタル複合機、一定のソフトウェア：1 設備又は同一種類の複数設備の合計が 120 万円以上、ソフトウェアにあっては、1 のソフトウェアの取得価額 70 万円以上）
 - ③ 貨物自動車（車両総重量 3.5 トン以上のもの）
 - ④ 内航船舶
 - ・ 2008 年 3 月末までの時限措置。

（資料）財務省。

(3) 迫る投資減税の期限切れ

これら研究開発及び設備投資減税は、2007年度予算において合計で約9400億円の活用が見込まれているが、研究開発減税の上乗せ部分（5%）と設備投資減税は2008年3月末で期限切れとなる。このままでは2008年度には3000～4000億円以上の投資増税が見込まれる。法人減税としては、法人税率の約5%引き下げ（約2.5兆円）が要請されることが多いが、仮にこれが2008年度から実施されたとしても、一方で3000～4000億円の投資増税が行われれば、それに投資減税と法人税率引き下げの投資刺激効果の差を加味した分だけ、法人税率引き下げの投資刺激効果が減殺される。

我々は、ここで何を目的として法人減税を実施するのかを改めて考える必要がある。法人減税の目的が長期的な外資企業の誘致にあるのであれば、既存株主に対する windfall gain のコストを支払ってでも法人税率引き下げを実施することが必要である。一方で、企業活性化と財政再建との両立が望まれるなかで、より効率的に企業の投資活動を支援するのであれば、現行の投資減税延長及び拡充が望ましい。

6. 結論

日本の法人税率の特徴は、①OECD のなかで最も高い法定税率、②OECD のなかで 2 番目に高い限界税率、③OECD 平均レベルの平均税率である。こうした法人税率の現状を踏まえた上で、法人減税の推進者はその目的を明確にする必要がある。

法人税率引き下げは方向性としては正しいと考えられるものの、既存株主に対する windfall gain を考慮に入れば、拙速な実施はためられる。現在の日本の財政状況を考えると、法人税率引き下げは個人増税によって賄われる必要があり、そうした財源の手当てなしに投資刺激効果の小さい法人税率引き下げを実施することは適切ではなからう。

むしろ、法人税率引き下げは税制の長期戦略の一部として位置づけ、個人増税とともに税制全体の抜本改革のなかで捉えられるべきである。減税による財政負担を出来るだけ抑えつつ、企業の投資活動を支援するという目的としては、現行の投資減税の延長及び拡充が望ましい。

このように、秋以降の法人税改革論議では、法人減税の目的を明確にした上でそのコストとベネフィットを時間軸のなかで比較検討することが求められる。

[参考文献]

- 国枝繁樹『コーポレート・ファイナンスと税制』（財務省財務総合政策研究所「フィナンシャル・レビュー」、2003年12月）
- 『企業税制改革：限界税率と平均税率、税の競争と協調の観点から（レジメ）』（政府税制調査会資料、2007年7月13日）
- 鈴木将覚『法人税率引き下げが経済に及ぼす影響～設備投資、賃金、税収へのインパクト～』（「みずほりポート」2007年8月）
- Besley, T., R. Griffith, and A. Klemm, “Empirical evidence on fiscal interdependence in OECD countries,” Institute for fiscal studies mimeo, 2001
- Bretschger, L. and F. Hettich, “Globalisation, capital mobility and tax competition: theory and evidence for OECD countries,” *European journal of political economy*, vol. 18, pp. 695-716, 2002
- Devereux and R. Griffith, “The impact of corporate taxation on the location of capital: A review,” *Swedish economic policy review*, vol. 9, pp. 79-102, 2002
- and A. Klemm, “Corporate income tax reforms and international tax competition,” *Economic Policy*, vol. 35, 2002
- , B. Lockwood, and M. Redoano, “Do countries compete over corporation tax rates?” University of Warwick mimeo, 2004
- Hines, J., “Tax policy and the activities of multinational corporations, in A. Auerbach (ed.), *Fiscal policy: lessons from economic research*, MIT Press, Cambridge MA, 1997
- , “Lessons from behavioural responses to international taxation, *National tax journal*, vol. 54, pp. 305-23, 1999
- De Mooij, R. and S. Ederveen, “Taxation and foreign direct investment: A synthesis of empirical research,” *International Tax and Public Finance*, vol. 10, pp.673-93, 2003
- , “Explaining the variation in empirical estimates of tax elasticities of foreign direct investment,” Tinbergen Institute Discussion Paper, TI 2005-108/3, 2005
- Summers, L., “Taxation and corporate investment: A q-theory approach,” *Brookings papers on economic activity*, vol. 1, pp. 67-127, 1981
- U.S. Treasury Department, “Treasury conference on business taxation and global competitiveness,” background paper, July 23, 2007